

第十管区の概要

第十管区海上保安本部は、昭和37年1月1日、それまで九州全域を管轄区域としていた第七管区海上保安本部から南九州方面の区域を所管する組織として分割・発足し、以来60年以上の長きにわたって南九州方面の海を守り続けています。十管本部が守る海は、鹿児島県、熊本県、宮崎県の沿岸を含む南北約700キロメートル、東西約1000キロメートルに及び、非常に広大です。東シナ海と太平洋が接し、海上交通の要衝であるこれらの海では、多くの船舶が通航しているため、しばしば重大な海難が発生しています。

また、領海内や排他的経済水域で不法な操業を行う外国漁船や我が国の同意のない外国海洋調査船による海洋調査などから我が国の海洋権益を守ることも十管本部の重大な任務となっています。さらに巨大地震や台風・豪雨、火山噴火などによる自然災害の発生も危惧されるところです。十管本部は、南九州の安全・安心のために、日々全力で業務にあたっています。

令和6年10月1日から
鹿児島航空基地七ツ島運航支援センター
鹿児島海上保安部鹿児島港燃料給油施設
 の運用を開始しました！



- 本部
- 海上保安部 (5ヶ所)
- 海上保安署 (8ヶ所)
- 航空基地 (1ヶ所)
- ▲ 主な活火山
- ※ 有人離島は ● 色で表示
- 領海

